

答申第192号
平成30年6月13日

岡崎市教育委員会 様

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山崎 浩 司

公文書一部開示決定に係る審査請求について（答申）

平成30年2月1日付け29教総第916号及び平成30年4月5日付け30教総第23号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

平成30年2月1日付け29教総第916号及び平成30年4月5日付け30教総第23号の諮問について、岡崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、一部開示決定において非開示とした部分のうち、「在校時間等の状況記録」の職名及び氏名については開示すべきである。

2 諮問に至る経過

(1) 平成30年2月1日付け29教総第916号による諮問

ア 審査請求人は、平成29年10月4日付けで、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し「2017年6月の竜美丘小学校、甲山中学校及び竜海中学校について（各職員の）①特殊勤務実績簿（教員特殊業務手当）若しくは部活動指導支給、②在校時間等の状況記録」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行った。

イ 実施機関は、本件開示請求1の対象となる公文書について、平成29年6月の竜美丘小学校、甲山中学校及び竜海中学校に係る「特殊勤務実績簿（教員特殊業務手当）」及び「在校時間等の状況記録」を特定した（以下、あわせて「本件対象公文書1」という。）。

ウ 実施機関は、本件対象公文書1について、職名、氏名、職員番号及び個人を特定できる部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第7条第2号の規定により非開示とし、その他の部分は開示する旨の一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、平成29年10月17日付けで、審査請求人にその旨を通知した。

エ 審査請求人は、本件処分1を不服として、平成29年11月1日付けで実施

機関に対し、職名、氏名を開示すべきであるという審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。

オ 実施機関は本件審査請求1を受け、本件処分1について再度検討した。その結果、本件処分1を取り消した上で、職員番号及び休暇理由は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号の規定により非開示とし、「在校時間等の状況記録」中の職名、氏名及び個人を特定できる部分については、公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第4号の規定により非開示とし、その他の部分は開示する旨の一部開示決定（以下「本件再処分」という。）を行い、平成29年12月27日付けで、審査請求人にその旨を通知した。

なお、実施機関は、本件再処分後も「在校時間等の状況記録」中の職名、氏名及び個人を特定できる部分を非開示としており、「在校時間等の状況記録」においては、「職名、氏名を開示すべきである」という本件審査請求1に係る審査請求の趣旨は依然解決していないため、本件審査請求1については、本件再処分に対する審査請求として取り扱うこととした。

カ 実施機関は、本件審査請求1に対する裁決を行うにあたり、平成30年2月1日付けで条例第19条第2項の規定に基づき、審査会へ諮問を行った。

(2) 平成30年4月5日付け30教総第23号による諮問

ア 平成30年2月22日付け29教学第2117号に係る決定

(ア) 審査請求人は、平成30年2月7日付けで、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、平成29年7月までに提出するよう定めていた竜海中学校（在校時間等の状況記録）のものについて、「在校時間と特殊勤務実績簿を照合すると一致していない部分のわかるもの、教職員に正しく記録するよう指示したことのわかるもの及び訂正されたことのわかるもの（在校時間の記録も含む）、最も近いときの在校時間等の状況記録と特殊勤務実績簿（全職員の）」の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行った。

(イ) 実施機関は、本件開示請求2の対象となる公文書について、竜海中学校に係る「訂正があった職員に係る訂正前と訂正後の在校時間等の状況記録（2017年6月）」、「職員会会議録（平成29年4月3日）」及び「在校時間等の状況記録及び特殊勤務実績簿（2018年1月）」を特定した（以下、あわせて「本件対象公文書2」という。）。

(ウ) 実施機関は本件対象公文書2について、「在校時間等の状況記録」中の職名、氏名及び個人を特定できる部分については、公にすることに

より、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号の規定により非開示とし、職員番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、同条第2号の規定により非開示とし、その他の部分は開示する旨の一部開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、平成30年2月22日付けで、審査請求人にその旨を通知した。

(エ) 審査請求人は、本件処分2を不服として、平成30年3月14日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

イ 平成30年3月1日付け29教学第2115号に係る決定

(ア) 審査請求人は、平成30年2月15日付けで、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、平成29年7月までに提出するよう定めていた甲山中学校（在校時間等の状況記録）のものについて、「在校時間と特殊勤務実績簿を照合すると一致していない部分のわかるもの、教職員に正しく記録するよう指示したことのわかるもの及び訂正されたことのわかるもの（在校時間の記録も含む）、最も近いときの在校時間等の状況記録と特殊勤務実績簿（全職員の）」の開示請求（以下「本件開示請求3」という。）を行った。

(イ) 実施機関は、本件開示請求3の対象となる公文書について、甲山中学校に係る「訂正があった職員に係る訂正前と訂正後の在校時間等の状況記録（2017年6月）」、「在校時間等の状況記録及び特殊勤務実績簿（2018年1月）」及び「教職員に正しく記録するよう指示したことのわかるもの」を特定した（以下、あわせて「本件対象公文書3」という。）。

(ウ) 実施機関は本件対象公文書3について、「在校時間等の状況記録」中の職名及び氏名については、公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号の規定により非開示とし、職員番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、同条第2号の規定により非開示とし、教職員に正しく記録するよう指示したことのわかるものについては、作成又は取得していないため、開示することはできないとし、その他の部分については開示する旨の一部開示決定（以下「本件処分3」という。）を行い、平成30年3月1日付けで、審査請求人にその旨を通知

した。

(エ) 審査請求人は、本件処分3を不服として、平成30年3月15日付けで実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求3」という。)を行った。

ウ 本件審査請求2及び3の併合について

本件審査請求2及び3については、どちらも同一人物が行ったもので、審査請求内容が類似しており、決定内容もほぼ同一であることから、実施機関は、2件の審査請求を併合することとし、平成30年3月30日に審査請求人にその旨を通知した。

エ 実施機関は、審査請求2及び3に対する裁決を行うにあたり、平成30年4月5日付けで条例第19条第2項の規定に基づき、審査会へ諮問を行った。

3 審査請求の内容

本件審査請求1から3までの審査請求の趣旨及び理由要旨は以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

在校時間等の状況記録に記載されている職名及び氏名は開示されるべきである。

(2) 審査請求の理由要旨

本件再処分並びに本件処分2及び3に対する審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

ア 在校時間等の状況記録にある職員の職名、氏名等については、愛知県教育委員会(高等学校)、名古屋市教育委員会及び愛知県大治町教育委員会では開示している。

イ 黒塗りにされている部分で、勤務に関する事は、公務員の職務上のことであり、黒塗りにする理由にあたらぬ。

ウ 特殊勤務実績簿の氏名は開示されている。同じ開示請求において、一方は開示、他方は非開示にすることは、行政の一貫性に欠け、不適切な対応である。

エ 処分庁の述べる事例について、具体的事例等の説明がない。また、「支障を及ぼすおそれ」ということで開示しないということは、条例の適用を誤ったものである。

4 実施機関の主張要旨

(1) 在校時間等の状況記録について

在校時間等の状況記録は、平成17年の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の改正を契機に職員個人の健康管理を目的として作成されるようになったものである。職名、氏名、日ごとの出勤時刻、退勤時刻、在校時間、出張

や休暇等の有無、正規に割り振られた勤務時間以外に従事した時間とその主な業務内容及び休暇理由等を記録したものであり、教員ごとの記録が月単位で作成されている。

学校現場はこれによって、月ごとの教職員等の在校時間等の把握を行うとともに、会議や行事の見直し等による校務の効率化を図り、一部の教職員に過重な負担がかからないように配慮するなどの活用をしている。

(2) 教員の公務の特殊性について

教員については、原則、時間外勤務命令がない。教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、生徒の実習、学校の行事、職員会議及び非常災害などやむを得ない場合の4つのみ、と極めて限定的に規定されている。

例えば、授業の準備については、職務として必要なことであると考えられるが、前述のとおり、正規の勤務時間以外に学校に残って行うことを命ずることができない。準備を行う場所についても、情報や物品の持出しの制約の問題がなければ、学校、自宅、図書館など教員の判断で行うことができる。同じ内容を学校に残っている場合が職務であって、それ以外の場所で行っている場合には職務でない、という線引きは難しいものである。

さらに、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条第1項では「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」と規定しており、校長としては、現在の授業に直接関係しないような研究であっても、将来の教育の向上に役立つものと判断すれば、教員の自主的な研究の場として、学校の使用を認めるものである。このような校長の指示に基づかない学校での研究は、果たして「公務」と言えるのか、私的な研究というべきなのか、判断の難しいところである。

以上のとおり、学校にいたることが即、公務に従事している、と断定しにくい事情がある。これらを合わせて考えると、校舎に入った時間である出勤時刻、校舎から出た時間である退勤時刻については、公務に関する記録のみを記録したものであることはできず、その目的のとおり、在校時間を記録したものにすぎない。

(3) 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号においては、「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に関してはなお非開示と規定されている。

在校時間等の状況記録は、勤務時間に関する記録であると考えれば、おおむね教員の職務遂行に係る情報であり、条例第7条第2号ただし書ウの「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並び

に当該職務遂行の内容に係る部分」に該当し、同条本文において非開示とすべき個人情報の例外に当たるため、原則的には開示情報にあたるものと考えられる。しかしながら、「出勤時間」及び「退勤時間」が、当該職員が毎日何時に出勤し何時に退勤したかを示す情報であり、個人の1か月の行動が細かく記録されている点で、個人の私生活に係る情報（具体的には、平日の朝何時から夜何時まで自宅を留守にするか等）を相当程度推測可能とする情報といえ、また、先に述べたとおり、教員に限っていえば、勤務時間に関する記録とも断定しにくい事情がある。そうすると、こうした情報が特定の職員と結びついた形で開示されることによって、待ち伏せされるなど私生活の平穏が害されるなどの被害が想定されるのは明らかである。

とりわけ、教職員については、攻撃的な保護者がいるなど、その標的にされやすい状況にあることから、一定の配慮が必要であり、個人の1か月の行動が細かく記録され、毎日の行動パターンが推測される情報は、例え公務員の職務遂行に関する情報（条例第7条第2号ただし書ウ）に該当しても、なお同条第4号「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。

そのため、毎日の行動パターンを特定の個人と結びつける情報である氏名及び特定の個人と結びつけうる職名については、条例第7条第4号に該当するものとして、非開示とした。

5 審査会の判断

2件の諮問に係る審査請求は、同一人物からのものであり、かつ、その内容は実質的関連性が強いため一括して審議を行い、答申することとする。

(1) 在校時間等の状況記録について

本件審査請求1から3まで、反論書、口頭意見陳述等で審査請求人は在校時間等の状況記録に記載されている職名及び氏名について開示すべきであると主張している。

在校時間等の状況記録は、教員ごとに作成されており、職名、氏名、出勤時間、退勤時間、在校時間、出張、休暇、振替・割振、職免・研修、正規に割り振られた勤務時間以外に従事した時間とその主な職務、休暇理由などが記載されている。

(2) 条例第7条第4号該当性について

実施機関は在校時間等の状況記録にある出勤時間及び退勤時間等を特定の個人と結びつけ又は結びつけうる氏名及び職名が開示されることによって「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護（中略）その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」ため条例第7条第4号に該当

するとして非開示としているため、同号の該当性について考えることとする。

ア 条例第7条第4号においては「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」と規定されている。

「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序維持のための行政活動が阻害され、又は適正に執行できなくなるほど、開示することの公益性を考慮してもなお、看過し得ない程度の客観的、具体的な支障が生ずることをいい、支障の程度が抽象的、名目的なものはこれに当たらないと解釈される。

イ 実施機関は、「とりわけ教員は攻撃的な保護者の標的になりやすく、現代のネット社会情勢を鑑みると、教員の行動パターンがわかると待伏せされるなど教員の私生活の平穏が害されるなどの被害が想定されるため、条例第7条第4号に該当する」としている。

教員の公務の特殊性、ストーカー行為等の犯罪に巻き込まれる可能性など、「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護（中略）その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」に関する実施機関の説明は理解できる部分はある。

しかしながら、実施機関の想定している被害については、在校時間等の状況記録にある職名及び氏名を開示したことが理由で起こるものとは限らず、在校時間等の状況記録にある職名及び氏名を非開示としたとしても、想定する被害が起こり得るものである。

そして、職務遂行に係る公務員の情報については例外的に開示とする条例第7条第2号ただし書ウが設けられているにもかかわらず、これに該当する情報であっても広く同条第4号に基づいて非開示と扱ってしまうと、同条第2号ただし書ウが設けられた趣旨（職務遂行に係る公務員の情報については個人情報であっても開示することにより多くの情報を開示することによって、より一層市民の知る権利を尊重し、あわせて市民に対する市の諸活動を説明する責務がより一層全うされるようにすること）を安易に没却することになりかねず、直ちに首肯できるものではない。条例第7条第2号ただし書ウに該当する情報であってもなお同条第4号に該当し非開示とすべき場合とは、当該情報を開示することによって生じる支障が、相当程度に明白に認められる場合に限られるべきものとする。

そうすると、本件においては、在校時間等の状況記録を開示することによって、ストーカー被害などに直結するとまでは現時点において断定することができず、したがって、これに記録された職名及び氏名を開示することにより、具体的な支障が生ずるとまでは認められない。現時点では、こうした被害に対する対応は、関係諸機関との連携や勤務体制の改善等、別

の手段をもって手当てされるべきものとする次第である。

ウ また、例えば、岡崎市においては一般職に属する職員の時間外勤務命令について開示請求があった場合は、原則として職名、氏名のほか、時間外勤務命令が出された日付、時間外勤務命令時間の開始時間及び終了時間など当該情報を開示している。この場合、当該時間外勤務命令を開示された職員について、通常は時間外勤務命令の終了時間に退庁しており、また、時間外勤務命令が出されていない場合は定時退庁していると解することができる。このように、時間外勤務命令簿をある程度の期間を通じて開示請求をすれば、その職員の行動パターンを予測することも一応は可能である。教員の特殊性を考慮したとしても、一般職に属する職員の職名及び氏名は開示して、教員の職名及び氏名を非開示と区別するまでの合理的理由は現時点では見出しがたい。

エ 以上を踏まえ、当審査会としては、「在校時間等の状況記録」にある職名及び氏名は、公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがある情報とまでは認められないため、条例第7条第4号には該当しないものと判断する。

(3) 条例第7条第2号ただし書ウの該当性について

なお、本件審査請求1から3までの争点となっていないが、当審査会としての立場を明確にするため、条例第7条第2号ただし書ウの該当性についても考えることとする。

ア 実施機関は、弁明書の中で、在校時間等の状況記録に記載のある出勤時間及び退勤時間は教員の公務の特殊性等から職務遂行に係る情報のみを記録したものではないと説明している。

しかしながら、実際に在校時間等の状況記録を確認すると、殆どの教職員が在校時間から正規の勤務時間である8時間30分を差し引いた時間を「従事時間（正規に割り振られた勤務時間以外に従事した時間）」として記録しており、学校に居る時間は職務に従事している時間として記録しているのが実情と言わざるを得ないといえる。

イ また、実施機関は、教育公務員特例法にある「絶えず研究と修養に努めなければならない」という教育公務員の職責がありながら、時間外勤務命令が原則存在しない教員が学校において研究することが、「公務」と言えるのか疑問であると説明している。

しかしながら、教員の自主的な研究の場として校長が学校の施設の使用を認めるのであれば、例え校長の指示に基づかなくとも、当該研究は上記教育公務員特例法で求められた「絶えず研究と修養に努め」という教育公務員としての義務に適うものといえること、他方でそのような「研究」

に全くあたらないような用件（つまり純粋な私事）で学校の施設を使用することは通常一般的には許容されるべきではないことからすると、校長の指示なく研究の場として学校施設を使用している場合についても、「公務」と考えるのが自然であると考えます。

ウ 以上のとおり、在校時間等の状況記録にある出勤時間及び退勤時間は職務遂行に係る情報と言わざるを得ず、条例第7条第2号ただし書ウの規定により開示すべき情報に該当すると思料します。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上